

令和 8 年

第 5 回 阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和8年第5回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日（月）午後1時30分～午後2時7分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (16名)

- | | | | | |
|-----|---|---|---|------------|
| 1番 | 米 | 澤 | 実 | |
| 5番 | 糸 | 谷 | 徳 | 文（中立委員） |
| 6番 | 新 | 見 | 正 | 美（会長） |
| 7番 | 坂 | 東 | 満 | 二郎 |
| 8番 | 江 | 東 | 幸 | 和 |
| 9番 | 唐 | 渡 | 義 | 伯 |
| 10番 | 天 | 満 | | 仁 |
| 11番 | 森 | 本 | | 定 |
| 12番 | 古 | 本 | 義 | 春 |
| 13番 | 大 | 村 | 敏 | 信（副会長） |
| 14番 | 金 | 山 | 敬 | 治 |
| 15番 | 竹 | 内 | 正 | 法 |
| 16番 | 篠 | 原 | 安 | 博 |
| 17番 | 武 | 澤 | | 守 |
| 18番 | 十 | 川 | 昭 | 夫 |
| 19番 | 十 | 川 | 幸 | 利（会長職務代理者） |

4. 欠席委員 (3名)

- | | | | | |
|----|---|---|---|--------|
| 2番 | 片 | 岡 | 寛 | 之（副会長） |
| 3番 | 板 | 東 | 由 | 裕 |
| 4番 | 赤 | 松 | 晃 | 一 |

5. 議事録署名委員

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 14番 | 金 | 山 | 敬 | 治 |
| 15番 | 竹 | 内 | 正 | 法 |

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について（委員会処分）

- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について（知事処分）
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊 坂 典 恭
係 長 原 田 裕 人
係 長 原 田 昂
主 事 植 原 諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第5回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議 長】

皆さん、こんにちは。本日はご多忙の折、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。5月に入り、田植えや作付けも順調に進んでいることと存じます。これから下旬に向け、初夏を思わせる蒸し暑い日も増え、気温も徐々に上がってまいります。皆様におかれましては、体調管理には十分ご留意いただき、農作業に励んでいただければ幸いです。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、これより総会を始めさせていただきます。なお、進行は着座にて失礼いたします。

【議 長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、16名で定足数に達しておりますので、これより令和8年第5回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

す。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名すること
に、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、14番金山委員、1
5番竹内委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第6号までの6議案となっております。また、報告
事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案
審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、
議長の許可を受けてから、発言をしていただくよう、お願いいたします。それ
で、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について(委員会処分)
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願 につい
て(委員会処分)についてですが、2件の届出がございます。着座にて説明させ
ていただきます。案件番号1番、地図は、1ページ、2ページをご覧下さい。
地目は田、2筆で、面積は併せて1,854㎡ 本件は、令和7年7月の総会におい
てご審議いただきました、令和7年9月29日付けの3条許可の取消願でござ
います。両者の間で区分地上権の設定が解除されたためこのたび提出がありま
した。

案件番号2番、地図は、3ページから4ページをご覧下さい。地目は田、1筆
で、面積は682㎡ 本件は、令和8年3月の総会においてご審議いただきまし
た、令和8年3月25日付けの3条許可の取消願でございます。両者の間で売買
が解除されたため、このたび提出がありました。

以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から、第 1 号議案について、説明がありました。これについて質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第 1 号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会処分）について説明いたします。最初に議案書の訂正をお願いいたします。案件番号 12 番の譲受人が●●●また申請地作付が水稻となっていますが、正しくは譲受人が●●●、申請地作付が野菜です。今月の申請は、12 件となります。内訳としまして、売買が、10 件、贈与が、2 件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

はじめに、案件番号 1 番、地図は、5 ページ、6 ページをご覧ください。地目は田、2 筆 面積は併せて 2,246 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 2 番、地図は、7 ページ、8 ページをご覧ください。地目は畑、1 筆 面積は 1,060 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には養蜂をされる予定です。

続きまして、案件番号 3 番、地図は、9 ページ、10 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積は 652 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作

業に従事していき、ブロッコリーを作付けする予定です。

続きまして、案件番号4番、地図は、11ページ、12ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は394 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していき、野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号5番、地図は、13ページから17ページをご覧ください。地目は田及び畑、5筆 面積は併せて2,334 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号6番、地図は、18ページ、19ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は918 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していて、えんどうを作付けされております。申請地にもえんどうを作付けする予定です。

続きまして、案件番号7番、地図は、20ページ、21ページをご覧ください。地目は畑、1筆 面積は433 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とその家族が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には野菜を作付けする予定です。

続きまして、案件番号8番、地図は、22ページ、23ページをご覧ください。地目は畑、2筆 面積は併せて1,620 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していき、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号9番、地図は、24ページ、25ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積は併せて1,400 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、ブロッコリーを作付けされております。申請地にもブロッコリーを作付けする予定です。

続きまして、案件番号10番、地図は、26ページ、27ページをご覧ください。地目は畑、1筆 面積は150 m² 契約内容は、贈与となっております。譲受人が農作業に従事していて、ネギを作付けされております。申請地にもネギを作付けする予定です。

続きまして、案件番号11番、地図は、28ページ、29ページをご覧ください。地目は田、2筆 面積は併せて1,665 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻、ブロッコリー、キャベツを作付けされております。申請地には水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号12番、地図は、30ページ、31ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は467 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地には野菜を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域と

の関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を18番十川委員にお願いします。

○18番(十川委員) 18番十川です。先日、司法書士と話し現状確認しました。譲渡人は県外に住んでおり土地の管理に苦勞しており、今回話がまとまったので売却という話になってます。ほ場も確認しに行きましたが綺麗に整地されていました。特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を17番武澤委員にお願いします。

○17番(武澤委員) 17番武澤です。今回の案件につきましては23日現地を確認し、畑は耕作されており、以前から土地を借りて譲受人が、養蜂場の巣箱を設置し、蜜を集めている作業を行っており、農地の管理も綺麗にされておりました。特に問題はないと思いますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を16番篠原委員にお願いします。

○16番(篠原委員) 16番篠原です。3番の案件でございますが、譲受人とコンタクトを取って、いろいろ現地も確認いたしました結果、ブロッコリーを作るということでございます。別に問題なしということで判断をいたしました。よろしくどうぞお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番・5番・6番を15番竹内委員にお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。20日に電話での聞き取りをし、譲渡人は以前から家屋敷農地の売却を希望しており、今回譲受人の方と話がまとまり、売買での申請となっております。譲受人の方は新規就農で大規模に農業を営んでおり主に野菜を栽培しています。譲受人は、申請地の管理を十分にやってくれる約束もしましたので問題ないと思います。続きまして、5番の案件は取り下げた案件ですが、今回面積を縮小した中での申請となっております。譲渡人は、高齢であり施設の方に入居されています。譲受人は市外ですが、地元でも農業を営んでおり、農機具も持っており、今回この申請地を耕作する中では、農機具を運搬してきて耕作をすることで、問題ないと思われます。続きまして6番の案件ですが、当初、譲受人の方は、譲渡人の方に土地の購入の話を進めていましたが、譲渡人が差上げますということで贈与ということになりました。今までもえんどうとか菜の花の栽培をしており、この間も現地確認したんですが綺麗に管理されてる状態でありました。問題ないと思います。よろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。20ページの添付図面にあるように、譲受人の自宅は申請地の2軒東にあり、また実家は申請地のすぐ西側です。譲渡人は高齢で後継者もなく、耕作できないため、売却したいとのことであります。このような状況から、譲受人は引き続き、譲り受けた農地に家庭菜園などをしていくとのことで、問題はないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番・9番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。現在譲受人は土地と建物それと付帯しているこの農地を一括で購入されました。すでに家の方には住んでいるが、4月に家に付随している土地は5条の申請で駐車場として申請をされて認可されてます。この農地については、同時に取引はしたんですが、申請が遅れて、今回の申請という形になっております。特に問題はないと思います。9番の土地については、申請人は現在会社に勤めておりますが、間もなく定年退職するということで、退職した後、農業を少ししたいということでこの土地を買い受けました。自宅の

近くで周りも農地ですので特に問題はないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１０番を１０番天満委員にお願いします。

○１０番（天満委員）１０番天満です。番号１０の案件は、譲渡人は相続によって、この土地を所有したんですが、県外で住まいだということで管理ができない状況にありました。今回贈与という形ですぐ隣に家がある方と話が進んだということでこの申請となっております。譲受人は今後農業での利用を考えておりますので、問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１１番を９番唐渡委員にお願いします。

○９番（唐渡委員）９番唐渡です。案件番号１１についてですが、先日、譲受人と行政書士の方とお話して現地確認を行いました。もうすでに代かきも終わって綺麗に整ってる状態でしたので、何の問題もないと思われます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号１２番を１番米澤委員にお願いします。

○１番（米澤委員）１番米澤です。案件番号１２番につきましては、事務局の説明通り、何ら問題がないと思いますのでどうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第２号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) 続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可の取消願について(知事処分)を説明いたします。番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、1854 m²の内 0.522 m² 転用目的は、「営農型太陽光発電施設」です。地図資料の 32、33 ページを併せてご参照ください。今回の案件は、令和7年7月の阿波市農業委員会総会で審査して頂き令和7年9月29日に5条転用許可された案件です。その後、事業計画の変更に伴い太陽光パネルの設置が困難な状況になり許可の取消願が提出されたものです。営農型太陽光発電施設の許可取消しに伴い、先の3条で説明された区分地上権の設定も取り消すものです。許可取り消し後は農地として利用し、現在資材が置かれていますが撤去していく予定です。以上第3号案件の農地法第5条の規程による許可の取消願について説明を終わります。

【議 長】

ただ今、事務局から、第3号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、承

認することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きまして第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。番号1番 今回の申請は3月の総会にて説明させて頂いた案件と申請地が同じですが、転用者の変更があり令和8年4月23日に許可申請の取下げ申請が提出されました。転用者の変更に伴い再度転用申請が提出されたものです。申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、1,152㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「賃借権の設定」です。地図資料の34、35ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から北西へ約2.1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は阿波市で太陽光発電施設を設置し売電を行っています。今回の申請は一部既存の施設より移設する計画です。農地の管理に苦慮する土地所有者と話がまとまり申請に至っております。土地の造成については、整地にとどまるため土砂の流出はないものと思われます。給水、排水については必要なく、雨水は地下浸透にて対応します。周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われます。以上、第4号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を19番十川委員にお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。先ほど事務局から説明がありました通り、この案件は、3月の農業委員会の案件でございます。従って農地とか場所それから所有者はそのまま、現地を3月に確認したときと今回も同様で、ある程度草とかは綺麗に刈っており整備がされております。主要道路から農地まで、進入路があるんですが、それも結構草刈ができて、工事には支障がないかと思います。所有者は農地の管理ができないということで、事務局の説明通り、今回太陽光で

の賃借ということになっております。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第4号議案について、説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) 第5号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年5月22日付け阿農振第276号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第5号」をご覧ください。7ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、51件127筆 総面積118,277㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、51筆 48,514㎡。使用貸借が、23筆12,821㎡。次に、新規で賃貸借が、36筆 42,671㎡。使用貸借が、17筆 14,271㎡。なお、解約者につきましては、8,9ページをご覧ください。21件47筆 50,774.94㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありますか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（瀬尾）失礼いたします。農業振興課の瀬尾と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するものと農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第 6 号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第 6 号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第 1 号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書は 6 ページとなります。今月は、4 件 6 筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、4 件 6 筆となっております。

続きまして、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、7 ページから 10 ページまでとなります。今月は、5 件 27 筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、5 件 27 筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂） 続きまして、報告第 3 号、「2 アール未満の農地転用届」について、ご説明いたします。

番号 1 番、議案書 10 ページ、地図資料は 36・37 ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は田・現況地目は宅地、登記面積は 675 m²でございまして、このうち 84 m²の転用でございまして。転用目的は、「農業用駐車場」でございまして。届出地は、平成 8 年頃から農業用駐車場として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており、受理条件を満たしております。

続きまして、番号 2 番、議案書 10 ページ、地図資料は 38・39 ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は田・現況地

目は宅地、登記面積は487㎡でございまして、このうち163㎡の転用でございます。転用目的は、「農業用倉庫」でございます。届出地は、平成10年頃から農業用倉庫として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており、受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について、以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なしの声」あり)

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第5回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。なお、次回の総会につきましては、令和8年6月25日(木曜日)午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

(終了時間 午後2時7分)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員